

全国高等学校総合文化祭 開催基準規程等

[内容]

- 1 全国高等学校総合文化祭等開催順序一覧・・・・・・・・・・p 1
- 2 全国高等学校総合文化祭開催基準規程・・・・・・・・・・p 3
- 3 全国高等学校総合文化祭式典細則・・・・・・・・・・p 7
- 4 全国高等学校総合文化祭パレード細則・・・・・・・・・・p 8
- 5 全国高等学校総合文化祭表彰規程・・・・・・・・・・p 9
- 6 全国高等学校総合文化祭準備概要・・・・・・・・・・p15
- 7 全国高等学校総合文化祭審査員・講師等謝金基準(申し合わせ)・・p23

令和 7 年度版

公益社団法人 全国高等学校文化連盟

全国高等学校総合文化祭等開催順序一覧

2025/5/27

西暦	年号	全国高総文祭		全国高文連研究大会		全国高総体	国民文化祭		国民体育大会
		回	開催都道府県	回	開催都道府県	開催都道府県	回	開催都道府県	開催都道府県
1977	S52	1	千葉県			岡山県			青森県
1978	53	2	兵庫県			福島県			長野県
1979	54	3	大分県			滋賀県			宮崎県
1980	55	4	石川県			愛媛県			栃木県
1981	56	5	秋田県			神奈川県			滋賀県
1982	57	6	栃木県			鹿児島県			島根県
1983	58	7	山口県			愛知県			群馬県
1984	59	8	岐阜県			秋田県			奈良県
1985	60	9	岩手県			石川県			鳥取県
1986	61	10	大阪府			山口県	1	東京都	山梨県
1987	62	11	愛知県			北海道	2	熊本県	沖縄県
1988	63	12	熊本県			兵庫県	3	兵庫県	京都府
1989	H元	13	岡山県	1	東京都	高知県	4	埼玉県	北海道
1990	2	14	山梨県	2	和歌山県	宮城県	5	愛媛県	福岡県
1991	3	15	香川県	3	岩手県	静岡県	6	千葉県	石川県
1992	4	16	沖縄県	4	長崎県	宮崎県	7	石川県	山形県
1993	5	17	埼玉県	5	石川県	栃木県	8	岩手県	香川県、徳島県
1994	6	18	愛媛県	6	岡山県	富山県	9	三重県	愛知県
1995	7	19	新潟県	7	神奈川県	鳥取県	10	栃木県	福島県
1996	8	20	北海道	8	静岡県	山梨県	11	富山県	広島県
1997	9	21	奈良県	9	高知県	京都府	12	香川県	大阪府
1998	10	22	鳥取県	10	福島県	香川県	13	大分県	神奈川県
1999	11	23	山形県	11	滋賀県	岩手県	14	岐阜県	熊本県
2000	12	24	静岡県	12	佐賀県	岐阜県	15	広島県	富山県
2001	13	25	福岡県	13	千葉県	熊本県	16	群馬県	宮城県
2002	14	26	神奈川県	14	富山県	茨城県	17	鳥取県	高知県
2003	15	27	福井県	15	広島県	長崎県	18	山形県	静岡県
2004	16	28	徳島県	16	北海道	島根県	19	福岡県	埼玉県
2005	17	29	青森県	17	愛知県	千葉県	20	福井県	岡山県
2006	18	30	京都府	18	香川県	大阪府	21	山口県	兵庫県
2007	19	31	島根県	19	宮城県	佐賀県	22	徳島県	秋田県
2008	20	32	群馬県	20	奈良県	埼玉県	23	茨城県	大分県
2009	21	33	三重県	21	大分県	奈良県	24	静岡県	新潟県
2010	22	34	宮崎県	22	埼玉県	沖縄県	25	岡山県	千葉県
2011	23	35	福島県	23	長野県	(北東北)	26	京都府	山口県
2012	24	36	富山県	24	山口県	(北信越)	27	徳島県	岐阜県
2013	25	37	長崎県	25	秋田県	(北部九州)	28	山梨県	東京都
2014	26	38	茨城県	26	岐阜県	(南関東)	29	秋田県	長崎県
2015	27	39	滋賀県	27	愛媛県	(近畿)	30	鹿児島県	和歌山県
2016	28	40	広島県	28	栃木県	(中国)	31	愛知県	岩手県
2017	29	41	宮城県	29	京都府	(南東北)	32	奈良県	愛媛県
2018	30	42	長野県	30	熊本県	(東海)	33	大分県	福井県
2019	R元	43	佐賀県	31	山形県	(南部九州)	34	新潟県	茨城県
2020	2	44	高知県	32	新潟県	(北関東)	35	宮崎→21.7月	鹿児島→2023
2021	3	45	和歌山県	33	島根県	(北信越)	36	宮崎、③和歌山	三重県
2022	4	46	東京都	34	沖縄県	(四国)	37	沖縄県	栃木県
2023	5	47	鹿児島県	35	徳島県	(北海道)	38	石川県	鹿児島県

- 1 全国高総文祭 ○印は決定（2年前） ※印は内定（5年前）
- 2 研究大会 ○印は決定
- 3 全国高総文祭の2020年関東と2022年四国は交換となった。
- 4 全国高文連研究大会の2023年東海と2024年四国は交換となった。

全国高等学校総合文化祭等開催順序一覧〈二巡目以降〉

2025/5/27

西暦	年号	全国高総文祭		全国高文連研究大会		全国高総体	国民文化祭		国民スポーツ大会
		回	開催都道府県	回	開催都道府県	開催都道府県	回	開催都道府県	開催都道府県
2024	R6	48	岐 阜 県	36	三 重 県	(北部九州)	39	岐 阜 県	佐 賀 県
2025	7	49	○ 香 川 県	37	○ 群 馬 県	(西・四 国)	40	長 崎 県	滋 賀 県
2026	8	50	○ 秋 田 県	38	○ 大 阪 府	(中・近 畿)	41	高 知 県	青 森 県
2027	9	51	○ 石 川 県	39	※ 福 岡 県	(東・関東南)		調 整 中	宮 崎 県
2028	10	52	※ 山 口 県	40	(東・東 北)	(中・東 海)		愛 媛 県	長 野 県
2029	11	53	※ 千 葉 県	41	(中・北信越)				群 馬 県
2030	12	54	※ 兵 庫 県	42	(西・中 国)				島 根 県
2031	13	55	(西・九 州)	43	(東・関 東)				奈 良 県
2032	14	56	(東・北海道東北)	44	(中・近 畿)				山 梨 県
2033	15	57	(中・東 海)	45	(西・九 州)				鳥 取 県
2034	16	58	(西・中 国)	46	(東・関 東)				沖 縄 県
2035	17	59	(東・関 東)	47	(西・九 州)				三 重 県
2036	18	60	(中・北信越)	48					
2037	19	61	(西・九 州)	49					
2038	20	62	(東・関 東)	50					
2039	21	63	(中・近 畿)	51					
2040	22	64	(西・中 国)	52					
2041	23	65	(東・北海道東北)	53					
2042	24	66	(中・北信越)	54					
2043	25	67	(西・九 州)	55					
2044	26	68	(東・関 東)	56					
2045	27	69	(中・東 海)	57					
2046	28	70	(西・四 国)	58					
2047	29	71	(東・北海道東北)	59					
2048	30	72	(中・近 畿)	60					
2049	31	73	(西・九 州)	61					
2050	32	74	(東・北海道東北)	62					
2051	33	75	(中・北信越)	63					
2052	34	76	(西・九 州)	64					
2053	35	77	(東・関 東)	65					
2054	36	78	(中・近 畿)	66					
2055	37	79	(西・四 国)	67					
2056	38	80	(東・北海道東北)	68					
2057	39	81	(中・北信越)	69					
2058	40	82	(西・九 州)	70					
2059	41	83	(東・関 東)	71					
2060	42	84	(中・近 畿)	72					
2061	43	85	(西・中 国)	73					
2062	44	86	(東・関 東)	74					
2063	45	87	(中・東 海)	75					
2064	46	88	(西・九 州)	76					
2065	47	89	(東・関 東)	77					
2066	48	90	(中・近 畿)	78					
2067	49	91	(西・四 国)	79					
2068	50	92	(東・北海道東北)	80					
2069	51	93	(西・九 州)	81					
2070	52	94	(西・中 国)	82					

1 全国高総体（令和10年度の開催地まで組織決定している。それ以降の開催地は未定である。）

2 全国高総体（東北・関東・九州については北と南が交互に担当する。）

全国高等学校総合文化祭開催基準規程

(総 則)

第1条 全国高等学校総合文化祭（以下「高総文祭」という。）を開催し運営するためにこの基準規程を定める。

(目 的)

第2条 高総文祭は、高等学校の教育の一環として高等学校生徒に各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、創造的な人間育成をはかるとともに、文化活動をとおして全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦をはかろうとするものである。

(主 催)

第3条 高総文祭の主催は、文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟（以下「本連盟」という。）、開催地高等学校文化連盟、開催都道府県・同教育委員会、及び会場地市町村・同教育委員会を含めたものとする。

(後援・協賛)

第4条 高総文祭の後援は、原則として全国都道府県教育長協議会、全国高等学校長協会、開催都道府県高等学校長協会とするが、開催地の事情に応じて他を加えることができる。

協賛については、開催地実行委員会と本連盟で協議する。

(開催地域及び地区の区分と順序)

第5条 高総文祭は、毎年開催し、開催の順序は下記のとおりとする。

- 2 高総文祭は、東・中・西の地域内の順序で開催し地域内においても地区の輪番を原則とする。
- 3 東・中・西の地域及び地区の区分は、次表のとおりとする。

地域	地 区	都 道 府 県
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、富山、石川、福井、長野
	東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	徳島、香川、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(開催の申請)

第6条 高総文祭の開催を希望する都道府県高等学校文化連盟は同一地域内の各都道府県高等学校文化連盟並びに本連盟事務局と緊密な連絡調整をはかり、都道府県高等学校文化連盟会長・都道府県教育委員会教育長と連署のうえ、本連盟会長あてに申請書を提出する。

- 2 申請書は高総文祭開催年度の6年前の9月1日から翌年3月31日までに提出するものとする。
- 3 申請書の様式及び添付書類は別に定める。
- 4 開催申請の方法について、上記 1 によることが出来ない場合は本連盟として審議対処する。

(開催地の内定及び決定)

第7条 高総文祭開催地については、本連盟が第6条の申請書に基づいて審査し、文化庁と協議のうえ、本連盟総会の承認を得て内定及び決定をする。

- 2 高総文祭開催地の内定は、高総文祭開催年度の5年前、決定は2年前とする。
- 3 高総文祭開催地を内定及び決定した都道府県が不慮の災害等で開催が不可能となった場合は、文化庁と協議のうえ、本連盟総会の承認を得て中止又は延期するものとする。

(開催の期間)

第8条 高総文祭の開催の期間は、原則として7月下旬の5日間とする。

(開催部門)

第9条 開催部門は、定款第5条第1項第1号に定める正会員の資格を有する全国専門部であり、次のとおりとする。ただし、開催地の事情により協賛部門を設けることができる。

ア、演劇 イ、合唱 ウ、吹奏楽 エ、器楽・管弦楽 オ、日本音楽 カ、吟詠剣詩舞 キ、郷土芸能 ク、マーチングバンド・バトントワリング ケ、美術・工芸 コ、書道 サ、写真 シ、放送 ス、囲碁 セ、将棋 ソ、弁論 タ、小倉百人一首かるた チ、新聞、ツ、文芸 テ、自然科学

(2) 各部門は、別に定める「全国高等学校総合文化祭部門開催基準規程」により行うこととする。

なお、この規程の改廃については、本連盟理事会の議決を得ることとする。ただし、出品点数についてはこの限りでない。

(3) 高総文祭期間中に各種研究集会・協議会・表彰を行う場合は本連盟会長の承認を得なければならない。

(高総文祭参加資格)

第10条 参加者は都道府県高等学校文化連盟に加盟し、都道府県高等学校文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。

(役員)

第11条 高総文祭の役員は別に定める基準による。

(発表・展示部門の運営)

第12条 各部門の運営は、本連盟、全国各専門部及び開催地実行委員会とが緊密な連絡をとりながらこれにあたる。

(実行委員会)

第13条 開催都道府県は高総文祭のために実行委員会を設置する。

2 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

ア、名称 イ、事業 ウ、組織 エ、役員及び委員
オ、会議 カ、事務局 キ、その他必要事項

3 実行委員会には、企画運営委員会と事務局を設ける。

4 実行委員会は、次の事項について本連盟総会の承認を得なければならない。

(1) 高総文祭開催要綱

(2) 高総文祭事業計画

5 会場地市町村の実行委員会は開催都道府県が必要と認めた場合は設置することができる。

(参加に関する手続きの流れ)

第14条 各部門の参加については、概ね次の手順と内容による。

(1) 開催前年9月

開催地実行委員会は、本連盟事務局をととして全国専門部と協議し、部門別参加要項案を作成、開催前年の9月までに本連盟会長に提出し、承認を受けるものとする。

部門別参加要項に記載する内容は次のとおりとする。

ア、日時 イ、会場 ウ、参加資格 エ、出演団体 オ、出演人数 カ、参加基準
キ、交流会 ク、諸会議 ケ、参加校推薦書の送付 コ、その他必要事項

(2) 開催前年10月

開催実行委員会は、開催前年の10月中に各都道府県高等学校文化連盟会長あて、「開催要綱、参加校推薦要項、参加校推薦書、部門別参加要項」等を送付する。

(3) 開催年1月、3月

各都道府県高等学校文化連盟会長は、開催年の1月末までに、開催地実行委員会あて参加校の推薦を行う。また、開催地実行委員会は、開催年の3月に「参加校決定書、部門別参加要領、参加申込書、

総合開会式観覧希望調査、総合開会式における都道府県代表生徒の推薦書、作品の搬出方法の調査書、各部門の調査書、会場及び日程一覧、宿泊申込書」等を各都道府県高等学校文化連盟を経由して参加校に送付する。

(4) 開催年5月、6月

各都道府県高等学校文化連盟会長は、開催年の5月上旬までに、参加申し込みを行い、開催地実行委員会は、参加申し込みを受けて6月には「部門別実施要領」を各都道府県高等学校文化連盟を経由して各参加校へ送付する。（「実施要領」とは「参加申込書」をもとに、作成したプログラム、展示計画等をまとめたもの）

(参加申込)

第15条 各都道府県高総文祭等において選抜され、当該都道府県高等学校文化連盟会長の推薦を受け、開催地実行委員会から参加校決定書を受けた当該校長は、所定の様式により都道府県高等学校文化連盟に申込みを行う。申込みを受けた都道府県高等学校文化連盟は、開催地実行委員会あてに取りまとめて申し込むものとする。

ただし、当該教育委員会の推薦を受けなければならない都道府県については、その推薦を受けるものとする。

2 推薦を受けた当該校の参加申込み手続き期限は、競技部門以外は5月上旬、競技部門は、6月上旬とする。

3 申込みの詳細については、各開催部門の参加要領の記載に従う。

4 上記の申込み期限を過ぎた場合は原則として参加できない。

ただし、やむを得ない事情によって参加人数の変更等、参加にかかる内容の変更を行う場合は、必ず所属する各都道府県高等学校文化連盟を通じて開催地実行委員会に届出をする。

(参加負担金)

第16条 参加生徒1人につき1,000円の参加負担金を徴収する。また、団体（取扱）部門については、1団体につき20,000円とする。なお、取扱いについては別に定める。

(高総文祭の式典等)

第17条 市街パレードは原則として総合開会式同日に行う。

2 総合開会式は適切な施設内で別に定められた細則に則って行う。

3 各部門の開会式・閉会式はそれぞれの開催部門会場で行う。

(表彰)

第18条 各部門とも参加者に対し、別に定める「高総文祭表彰規程」により賞状を授与することができる。

(プログラム)

第19条 プログラムは総合プログラム及び部門プログラムとする。

2 部門ごとに「作品集」・「詩文集」・「講習会テキスト」等を作成することができる。

3 プログラムは無料で頒布することを原則とする。

4 プログラム等に掲載した広告料の収入は、開催地実行委員会が収受する。

(経費)

第20条 高総文祭の準備並びに運営のための経費は、国、開催都道府県、会場地市町村、本連盟等の負担金及び補助金でまかなうことを原則とする。

(宿泊)

第21条 都道府県役員、本部役員、参加生徒、引率教諭及び関係役員、報道員の宿泊は、開催地実行委員会が準備し配宿する。

2 各部門参加者の宿泊はなるべく実施会場に近い周辺に選定する。

3 宿泊は、旅館・ホテルを原則とするが、寺院、民宿等を利用することもできる。

4 宿泊料金については開催地実行委員会会長が本連盟会長と協議し前年の12月までに決定する。

5 宿泊の申込みについては、所定の様式により参加各高等学校の責任において期日までに申し込むものとする。

(交通)

第22条 開催地実行委員会は、できる限り高総文祭参加者の参集及び開催部門会場への必要な交通上の便宜

を図るものとする。

(国際交流事業)

第 23 条 海外諸国と我が国の高等学校生徒との文化交流を通じ、相互理解を促進するため、文化庁の「全国高等学校総合文化祭国際交流事業」を実施するものとする。

(著作権)

第 24 条 高総文祭における上演、演奏、録音及び録画に当たっては、各参加校並びに各開催部門の責任において、著作権の侵害にあたらないよう必要な措置をとるものとする。

2 高総文祭における上演及び演奏にかかる著作権隣接権の行使にあたっては、原則として各参加校、各開催部門、開催地実行委員会並びに本連盟との間で事前に協議するものとする。

(改 廃)

第 25 条 本規程は、本連盟理事会の決議によらなければ改廃することはできない。

(補 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は文化庁、高総文祭大会会長及び関係団体と協議のうえ会長が定める。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

ただし、この規程の施行日直前の旧規程第 6 条、第 7 条及び第 14 条の規定に基づき決定又は内定されている事項に限り、この規程の施行後も引き続き効力を有するものとする。

(附則)

この規程は平成 24 年 5 月 8 日から施行する。(一部改正)

この規程は平成 25 年 12 月 13 日から施行する。(16 条改正)

この規程は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。(14、15 条改正)

この規程は平成 26 年 12 月 12 日から施行する。(9 条改正)

この規程は平成 28 年 5 月 9 日から施行する。(9 条改正)

この規程は令和元年 5 月 21 日から施行する。(8 条改正)

(総会決議)

全国高等学校総合文化祭の略称について

公益社団法人全国高等学校文化連盟で使用する全国高等学校総合文化祭の略称は、原則として「(全国)高総文祭」とする。

なお、全国高等学校総合文化祭実行委員会及び関係団体等で使用する略称を「(全国)高総文祭」とするよう拘束するものではないが、全国的に統一した略称になっていくことを期待するものである。

(平成 14 年 2 月 7 日 平成 13 年度第 2 回社団法人全国高等学校文化連盟総会決定)

(第 17 条第 2 号及び第 3 号関係)

全国高等学校総合文化祭式典細則

1 総合開会式は概ね下記の基準による。

[第 1 部] 式 典

次の式典項目は全てを行うものとするが、順番、構成については開催都道府県の裁量とする。

- (1) 開会宣言
- (2) 国歌斉唱
- (3) 全国高文連の歌
- (4) 全国高文連旗の引き継ぎ
- (5) 都道府県代表生徒入場
- (6) 部門代表生徒入場
- (7) 歓迎のことば
生徒代表
- (8) 主催者挨拶
公益社団法人全国高等学校文化連盟会長
文化庁長官
- (9) 来賓祝辞
開催都道府県知事
- (10) 閉会宣言

[第 2 部] 交 歓 会

国際交流は必ず行い、併せて次年度開催地との交流を行うこととする。

国際交流招聘国
次年度開催地代表

[第 3 部] 開催地発表

ただし、[第 3 部] を特に設けず、[第 2 部] と併せて行ってもよい。

2 各部門の開会式・閉会式は総合開会式に準じて適宜行う。

(附則) この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人並びに公益財団法人設定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 5 月 28 日から施行する。(平成 26 年度茨城大会から施行する。)

この規程は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(第17条関係)

全国高等学校総合文化祭パレード細則

1 開催期間

1日とする。

2 パレードコース

道路幅は約4m以上あること。

3 参加資格

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条に基づき参加資格を有する者とする。

4 出演団体数

特に定めない。

5 出演人数

特に定めない。

6 出演形態

- (1) マーチングバンド（カラーガードを含む。）
- (2) バトントワリング（ポンポン等を含む。）

7 出 演 順

開催都道府県実行委員会事務局で決定する。

8 そ の 他

- (1) 雨天等の場合は中止することがある。中止については実行委員会と全国高文連で協議の上決定する。
- (2) 著作権等に関して権利者の許諾が必要な場合、出演団体で所定の手続きを行う。

附則

この規程は平成31年1月29日から施行する。

全国高等学校総合文化祭表彰規程

(目的)

第1条 全国高等学校総合文化祭（以下「高総文祭」という。）において優秀であると認められた者(団体)に対し表彰を行い、生徒の文化活動の振興発展に資することを目的とする。

(賞の種類)

第2条 賞の種類は、次のA、B、C型のいずれかとするが、C型はA型またはB型と組み合わせることができる。

- (1) A型— 最優秀賞、優秀賞、優良賞
- (2) B型— 優勝、準優勝、3位、4位、5位、6位
- (3) C型— 奨励賞、特別賞

(賞状の様式)

第3条 賞状の中央に公益社団法人全国高等学校文化連盟のマークを入れる。

(賞の交付者)

第4条 賞状は高総文祭大会会長名で交付する。

(賞の選考)

第5条 各部門の審査員が選考する。選考結果及び選考経過については高総文祭大会会長に報告する。

(審査員の選定)

第6条 審査員は、高等学校文化連盟全国専門部が高総文祭開催地実行委員会に推薦し、両者の協議を経て、高総文祭大会会長の承認を得る。

(賞の交付)

第7条 表彰は、各部門の閉会式において行う。

(その他の表彰)

第8条 第2条の表彰のほか、必要に応じて次の表彰を行うことができる。

- (1) 文部科学大臣賞及び文化庁長官賞
特に優秀なものについては、文部科学大臣賞及び文化庁長官賞を申請できる。
- (2) 各部門の関係団体からの表彰
各部門の関係団体等からの表彰は、当該部門（高文連全国専門部）が関係団体と協議し、表彰内容を全国高文連事務局に報告する。

(経費負担)

第9条 表彰にかかる経費は、第8条第2号を除き、開催地実行委員会が負担する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は高総文祭大会会長及び文化庁等関係団体と協議のうえ、会長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人並びに公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成31年4月26日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和2年6月10日から施行する。(令和3年度和歌山大会適用)

全国高等学校総合文化祭における各部門の表彰について（１１条関係）

１ 第２条による表彰（賞の種類）

部門(賞の種類)	賞の名称	区分	受賞対象	賞数
演劇 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	優秀（２～４位）と認められた３校	３
	優 良 賞	審査	最優秀校・優秀校を除く８校	８
日本音楽 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	優秀（２～４位）と認められた３校	３
	優 良 賞	審査	５位～８位の４校	４
郷土芸能 (A型)	最優秀賞	審査	伝承芸能部門で最優秀（１位）と認められた１校	１
			和太鼓部門で最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	伝承芸能部門で優秀（２位）と認められた１校	１
			和太鼓部門で優秀（２位）と認められた１校	１
	優 良 賞	審査	伝承芸能部門の３～４位	２
			和太鼓部門の３～４位	２
書道 (C型)	奨 励 賞	審査	特に優秀と認められた１５作品	１５
	特 別 賞	審査	優秀と認められた４３作品	４３
写真 (A・C型)	最優秀賞	審査	最優秀と認められた３作品	３
	優 秀 賞	審査	優秀と認められた７作品	７
	奨 励 賞	審査	奨励に値すると認められた２０作品	２０
放送 (A・C型)	優 秀 賞	審査	優秀と認められた個人１６名・作品１２点	２８
	特 別 賞	審査	優秀と認められた個人８名以内・作品５点以内	１３以内
囲碁 (B型)	優 勝	競技	団体戦１位の１団体	１
			個人戦１位の男女各１名	２
	準 優 勝	競技	団体戦２位の１団体	１
			個人戦２位の男女各１名	２
	３ 位	競技	団体戦３位の１団体	１
			個人戦３位の男女各１名	２
	４ 位	競技	団体戦４位の１団体	１
			個人戦４位の男女各１名	２
	５ 位	競技	団体戦５位の１団体	１
			個人戦５位の男女各１名	２
	６ 位	競技	団体戦６位の１団体	１
			個人戦６位の男女各１名	２
将棋 (B型)	優 勝	競技	団体戦１位の男女各１校	２
			個人戦１位の男女各１名	２
	準 優 勝	競技	団体戦２位の男女各１校	２
			個人戦２位の男女各１名	２
	３ 位	競技	団体戦３位の男女各２校	４
			個人戦３位の男女各２名	４
	５ 位	競技	団体戦５位の男女各４校	８
			個人戦５位の男女各４名	８
弁論 (A型)	最優秀賞	審査	１位の個人１名	１
	優 秀 賞	審査	２位～７位の個人６名	６
	優 良 賞	審査	８位～１５位の個人８名	８
小倉百人一首 かるた (A・C型)	最優秀賞	競技	１位の１団体	１
	優 秀 賞	競技	２位の１団体	１
	優 良 賞	競技	３位の１団体	１
	奨 励 賞	競技	４位～８位の５団体	５
	最優秀賞	審査	読手コンクールの部１位の個人１名	１
	優 秀 賞	審査	読手コンクールの部２位の個人２名	２
新聞 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀と認められた５校	５
	優 秀 賞	審査	優秀と認められた７校	７

自然科学 (A・C型)	最優秀賞	審査	各分野（物理・化学・生物・地学）で最優秀（1位）と認められた研究発表各1件	4
		審査	最優秀（1位）と認められたポスター発表1件	1
	優秀賞	審査	各分野で優秀（2～3位）と認められた研究発表各2件	8
		審査	優秀（2～3位）と認められたポスター発表2件	2
	奨励賞	審査	各分野で奨励に値すると認められた研究発表各5件	20
		審査	奨励に値すると認められたポスター発表5件	5

2 第8条による表彰（その他の表彰）

（1）文部科学大臣賞・文化庁長官賞

部門	賞の名称	区分	受賞対象	賞数
演劇	文部科学大臣賞	審査	最優秀（1位）と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	優秀（2～4位）と認められた3校	3
日本音楽	文部科学大臣賞	審査	最優秀（1位）と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	優秀（2～4位）と認められた3校	3
郷土芸能	文部科学大臣賞	審査	伝承芸能部門で最優秀（1位）と認められた1校	1
		審査	和太鼓部門で最優秀（1位）と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	伝承芸能部門で優秀（2位）と認められた1校	1
		審査	和太鼓部門で優秀（2位）と認められた1校	1
書道	文部科学大臣賞	審査	奨励賞の中から最優秀と認められた1作品	1
	文化庁長官賞	審査	奨励賞の中から優秀と認められた2作品	2
写真	文部科学大臣賞	審査	最優秀（1位）と認められた1作品	1
	文化庁長官賞	審査	最優秀（2～3位）と認められた2作品	2
放送	文部科学大臣賞	審査	アナウンス部門で優秀賞の中から最上位と認められた個人1名	1
		審査	朗読部門で優秀賞の中から最上位と認められた個人1名	1
		審査	オーディオメッセージ（AM）部門で優秀賞の中から最上位と認められた作品1点	1
		審査	ビデオメッセージ（VM）部門で優秀賞の中から最上位と認められた作品1点	1
	文化庁長官賞	審査	アナウンス部門で優秀賞の中から次点と認められた個人1名	1
		審査	朗読部門で優秀賞の中から次点と認められた個人1名	1
		審査	オーディオメッセージ（AM）部門で優秀賞の中から次点と認められた作品1点	1
		審査	ビデオメッセージ（VM）部門で優秀賞の中から次点と認められた作品1点	1
囲碁	文部科学大臣賞	競技	団体戦1位の1団体 個人戦1位の男女各1名	3
	文化庁長官賞	競技	団体戦2位の1団体 個人戦2位の男女各1名	3
将棋	文部科学大臣賞	競技	団体戦1位の男女各1校 個人戦1位の男女各1名	4
	文化庁長官賞	競技	団体戦2位の男女各1校 個人戦2位の男女各1名	4
弁論	文部科学大臣賞	審査	最優秀（1位）と認められた個人1名	1
	文化庁長官賞	審査	優秀（2位）と認められた個人1名	1
小倉百人一首 かるた	文部科学大臣賞	競技	1位の団体	1
	文化庁長官賞	競技	2位の団体	1
自然科学	文部科学大臣賞	審査	各分野（物理・化学・生物・地学）で最優秀（1位）と認められた研究発表各1件	4
		審査	最優秀（1位）と認められたポスター発表1件	1
	文化庁長官賞	審査	各分野で優秀（2～3位）と認められた研究発表各2件	8
		審査	優秀（2～3位）と認められたポスター発表2件	2

（2）各部門の関係団体からの表彰 第7項に示す。

3 表彰の留意事項

(1) 副賞

副賞の経費は、全国高等学校総合文化祭実行委員会が負担する。

(2) 複数校による合同出場団体への賞状の授与

文部科学大臣賞、文化庁長官賞を除く賞は、それぞれの学校、または出演・出場生徒ごとに賞状を授与することが出来る。

ただし、団体戦に出場した個人については、個人名での表彰はしない。受賞校として表彰し、受賞校名に加え、参加生徒の氏名を併記することは認める。

(3) 協賛部門の表彰

協賛部門で表彰する場合は、開催県実行委員会会長名または開催県高文連会長名で表彰する。

4 賞状の交付者

(1) 最優秀賞・優秀賞・優良賞・奨励賞等（第2条関係） 全国高等学校総合文化祭大会会長

(2) 文部科学大臣賞・文化庁長官賞（第8条（1）関係） 文部科学大臣または文化庁長官

5 賞状の作成

(1) 最優秀賞・優秀賞・優良賞・奨励賞等（第2条関係）

- ・全国高等学校総合文化祭実行委員会事務局で作成する。
- ・公益社団法人全国高等学校文化連盟会長印は印影を全国高文連から送付する。
- ・賞状の名入れは、各部門で行う。

(2) 文部科学大臣賞・文化庁長官賞（第8条（1）関係）

- ・全国高等学校総合文化祭実行委員会は、文化庁長官あてに、文部科学大臣賞及び文化庁長官賞の交付申請を行う。その際、開催要綱・実施要項・予算書・会場の見取り図・参加予定人員・審査方法及び審査基準・審査員名等を添付する。
- ・賞状の交付後、実行委員会事務局は、文化庁提供の「賞状作成上の注意」に基づき表彰文・文部科学大臣名等を墨書して作成する。
- ・文部科学大臣賞及び文化庁長官賞の作成（交付・作成・押印等）に当たっては、文化庁が示す送付方法等を含め適切に処理すること。また、授与については実行委員会事務局が適切に指示・対応するものとする。
- ・終了後、実施報告書（実施要項・決算書・参加人員・審査方法及び審査基準・審査員名等）を文化庁長官あてに提出する。

6 賞状の交付

原則として部門の閉会式で行う。

7 各部門の関係団体からの表彰

部門独自または関係団体等からの表彰については、別表の通りとする。

変更・追加等がある場合は、各部門（高文連全国専門部）が当該団体と協議し、その内容を原則として開催前年度の10月までに全国高文連事務局に報告する。

(別表) 部門独自または関係団体からの賞(当該部門で作成、授与)

部門	賞の名称	賞の種類	交付者
演劇	最優秀賞	最優秀(1位)と認められた1校	全国高等学校演劇協議会会長
	優秀賞	優秀(2～4位)と認められた3校	
	優良賞	最優秀校・優秀校を除く8校	
	創作脚本賞	最優秀の創作脚本1校	全国高等学校演劇協議会会長
	内木文英賞	今後の一層の活躍と努力が期待され、全国の高等学校演劇部の演劇創造にも指針となるような活動をしている1校(最優秀校を除く)	
	優秀生徒講評委員賞	優れた講評をおこなった生徒講評委員12名	
	演出賞	最も優れた演出と認められた1校	
	舞台美術賞	最優秀の舞台美術1校	日本舞台美術家協会
	東京演劇大学連盟賞	最優秀校	東京演劇大学連盟
合唱	合唱専門部会賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国合唱専門部会長
吹奏楽	吹奏楽専門部会長賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国吹奏楽専門部会長
器楽・管弦楽	器楽・管弦楽専門部会賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国器楽・管弦楽専門部会長
吟詠剣詩舞	全国専門部会長賞	・連続3年以上の全国大会発表実績を挙げた団体。(3年目ごとに表彰) ・連続2年以上の全国大会発表実績があり、特に優れた技量があると認められる個人。 ・全国及び各都道府県において、10年以上の継続的な活動により業績の認められる団体・個人。 ・本部会の役員・大会開催役員を務め、本部会活動の振興・発展に業績の認められるもの。 ・その他、顕彰に相当する業績の認められる団体・個人。	高等学校文化連盟全国吟詠剣詩舞専門部会長
	優秀賞	全国吟詠詩舞道大会出場推薦団体	
	優良賞	全国吟詠詩舞道大会出場希望団体	
マーチングバンド・バトントワリング	グッドパレード賞(パレード)	マーチングバンド部門優秀校から5校 バトントワリング部門優秀校から5校	高等学校文化連盟全国マーチングバンド・バトントワリング専門部会長
	講評者特別賞	マーチングバンド部門優秀校から3校程度 バトントワリング部門優秀校から3校程度	
	実行委員会特別賞	マーチングバンド部門優秀校から3校程度 バトントワリング部門優秀校から3校程度	
美術・工芸	奨励賞	全ての出品作品のうち、特に優れた作品10～20点	高等学校文化連盟全国美術・工芸専門部会長
書道	読売新聞社賞	奨励賞(文部科学大臣賞、文化庁長官賞を除く)の作品の中より3点に交付	読売新聞社
	菅公賞	特別賞の作品の中より優秀作品5点に交付	菅公学生服株式会社
写真	朝日新聞社賞	優秀賞7点のうち上位2点を選出し1点に授与(順位付けは読売新聞社賞とローテーション)	朝日新聞社
	読売新聞社賞	優秀賞7点のうち上位2点を選出し1点に授与(順位付けは朝日新聞社賞とローテーション)	読売新聞社
放送	放送専門部会賞	部門に出場した個人・団体に授与	高等学校文化連盟全国放送専門部会長

囲碁	全国高等学校P T A連合会長賞	団体戦（男女混合の3人）1位（楯とメダルを交付）	一般社団法人全国高等学校P T A連合会
将棋	団体 優勝 準優勝 第3位 個人 優勝 準優勝 第3位	男女各1校、メダル、優勝旗、優勝杯を併せて交付 男女各1校、メダルを併せて交付 男女各2校、メダルを併せて交付 男女各1名、メダル、優勝杯を併せて交付 男女各1名、メダルを併せて交付 男女各2名、メダルを併せて交付	公益社団法人日本将棋連盟会長
弁論	特別賞	基準弁士に授与	高等学校文化連盟全国弁論専門部会長
	奨励賞	部門に出場した弁士に授与（最優秀賞・優秀賞・優良賞受賞者及び基準弁士を除く）	
小倉百人一首 かるた	全日本かるた 協会会長賞	競技の部1位の1団体及び読手コンクールの部1位の個人1名（トロフィーを併せて交付）	一般社団法人全日本かるた協会会長
	優秀賞 準優秀賞	読手コンクール（3次審査）の上位3名 読手コンクール（3次審査）の上位2名（4～5位）	高等学校文化連盟全国小倉百人一首かるた専門部会長
	優良賞	読手コンクール（3次審査）の上位3名（6～8位）	
新聞	年間紙面審査賞 最優秀賞 優秀賞 優良賞 奨励賞	最優秀校5校（全国高文連最優秀賞と併せて交付） 優秀校7校（全国高文連優秀賞と併せて交付） 優良校30校程度 奨励校20校程度	高等学校文化連盟全国新聞専門部会長

附則

- この規程は、平成24年12月14日から施行する。（一部改定：書道部門制定）
- 平成26年5月1日から施行する。（4、6及び参考の表改定）
- 平成26年12月12日から施行する。（1－（2）放送部門の数改定）
- 平成27年12月11日から施行する。（1－（2）放送部門の数改定）
- 平成28年12月9日から施行する。（参考を別表に、1－（2）と別表の書道部門改定）
- 平成31年4月26日から施行する。（演劇、日本音楽、吟詠剣詩舞、マーチング・バトン、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞部門を改定）
- 令和4年1月20日から施行する。（11条関係1－（1）（2）郷土芸能部門の数改定）
- 令和5年2月8日から施行する。（11条関係1－（2）自然科学部門改定）
- 令和5年2月27日から施行する。（11条関係6－（別表）弁論部門改定）
- 令和6年1月18日から施行する。（1表彰の種類を1（2条関係）と2（8条関係）に分割。2～6を3～7に繰り下げ。1演劇、放送、自然科学部門改定。2（1）放送、自然科学部門改定。5賞状の作成を（1）（2条関係）と（2）（8条（1）関係）に分割。（別表）演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、美術・工芸部門制定、マーチングバンド・バントワリング、新聞部門の数改定）
- 令和7年1月16日から施行する。（2条関係1放送、自然科学部門改定。8条関係2（1）放送、自然科学部門改定。（別表）演劇、放送、小倉百人一首かるた部門改定）

全国高等学校総合文化祭準備概要

R7.4.1

公益社団法人全国高等学校文化連盟

[Ⅰ]	開催地申請から開催地決定までの日程等	・ ・ ・ ・ ・	p16
[Ⅱ]	開催都道府県高等学校(芸術)文化連盟に関する諸準備概要	・ ・ ・ ・ ・	p16
[Ⅲ]	開催都道府県実行委員会事務局(教育委員会)に関する諸準備概要	・ ・ ・ ・ ・	p18
[Ⅳ]	「お成り」に関する準備概要	・ ・ ・ ・ ・	p22

平成13年4月 1日 作成

・ ・ ・ ・ ・

令和6年5月24日 改定

〔Ⅰ〕開催地申請から開催地決定までの日程等

1 調 整（開催 7 年前以前）

「全国高等学校総合文化祭（以下、全国高総文祭）開催基準規程」で定める開催地域及び地区内の都道府県で調整をした後、開催を希望する都道府県が立候補する。

2 申 請（開催 6 年前）

公益社団法人全国高等学校文化連盟（以下、全国高文連）より、開催を希望する都道府県高等学校(芸術)文化連盟（以下、都道府県高文連）会長あてに開催申請文書（別紙様式）を送付する。これを受け、年度末までに、開催を希望する都道府県の教育長及び都道府県高文連会長の連署で、全国高文連会長あてに開催申請する。

3 内 定（開催 5 年前）

開催 5 年前の全国高文連定時総会（5 月下旬）に開催地の内定について提案し、議決後、全国高文連が文化庁あてに報告・協議の上、文化庁及び全国高文連より当該都道府県教育長及び都道府県高文連会長あてに内定の通知をする。

（文化庁 — 文化庁次長名で知事、教育長、県高文連会長あて）

（全国高文連 — 教育長、県高文連会長あて）

4 決 定（開催 2 年前）

開催 2 年前の全国高文連定時総会（5 月下旬）に開催地の決定について提案し、議決後、全国高文連が文化庁あてに報告・協議の上、文化庁及び全国高文連より当該都道府県教育長及び都道府県高文連会長あてに決定の通知をする。（通知は内定の際と同じ。）

〔Ⅱ〕開催都道府県高等学校(芸術)文化連盟に関する諸準備概要

1 開催 6 年前

- （1）当該の都道府県高文連会長は、都道府県教育長と連署で全国高文連会長に開催申請をする。
- （2）開催年度までを見据えた都道府県高文連事務局体制にかかる人事配置について、教育委員会担当課と協議・調整し、都道府県教育委員会人事担当課に要望する。
- （3）19 専門部の設置に伴い、全国高総文祭先催大会の視察や参加者の増加等に備え、開催まで見据えた予算計画を立てる。

2 開催 5 年前

- （1）全国高文連定時総会において開催地が内定される。
- （2）全国高文連関係会議の他、全国高総文祭に関する以下の会議に担当者を派遣し、概要及び諸問題について理解を深めるとともに必要資料の収集を行う。

ア 実行委員会（５～６月：先催３県が実施。２月：当該年度開催県が実施。）

イ 全国高総文祭事務引継会（１１月：当該年度開催県が実施）

（３）開催基準規程に定める開催１９専門部の設置準備を行う。また、協賛部門について教育委員会担当課と協議の上検討する。

（４）未設置専門部がある場合は、新規に強化指定校を設けるなどして養成する。また、その専門部を担当する部門または担当者を設ける。

（５）先催県の全国高総文祭の視察に向けて担当者等の視察体制を整える。

３ 開催４年前

（１）各部門大会を視察するなどして情報収集を行うとともに専門部強化を図る。

４ 開催３年前

（１）１９専門部の設置を完了する。

（２）前年度に引き続き視察、情報収集及び専門部強化等を行う。

５ 開催２年前（開催前々年）

（１）全国高文連定時総会において開催地が決定される。総会において当該都道府県高文連会長が挨拶及び開催案内を行う。

（２）全国高総文祭実行委員会と連携し、各部門大会への生徒の派遣及び「次年度開催の広報、交流」等について準備、調整を図る。

６ 開催１年前（開催前年）

（１）全国高文連定時総会で、当該都道府県高文連会長が挨拶及び開催案内を行う。

（２）各部門大会へ代表生徒を派遣し、「次年度開催の広報、交流、あいさつ」等を行う。

（３）全国高文連加盟団体代表者会議及び情報交換会において、当該都道府県高文連会長が挨拶及び開催案内等を行う。

（４）開催年度に行う全国高文連加盟団体代表者会議及び情報交換会の会場を確保する。

７ 開催年度

（１）全国高文連定時総会で、当該都道府県高文連会長が挨拶及び開催案内を行う。

（２）全国高総文祭実行委員会と連携し、全国高総文祭を開催する。

（３）全国高文連加盟団体代表者会議後の情報交換会を開催する。

（４）全国高総文祭事務引継会に合わせ、翌日に高文連引継会を開催する。

※招請は、原則として次年度開催県から開催内定の県までとする。

〔Ⅲ〕開催都道府県教育委員会に関する諸準備概要

1 開催 6 年前

- (1) 都道府県教育委員会内に全国高総文祭担当課を設け、全国高総文祭担当者を置く。
- (2) 当該都道府県教育長は、都道府県高文連会長と連署で全国高文連会長に開催申請する。
- (3) 全国高総文祭担当課は、全国高総文祭開催準備に係る人員配置要請を当該教育委員会人事担当課に行う。
- (4) 全国高総文文化祭担当課は、全国高総文祭開催及び準備に係る経費概要について、財政当局との折衝を開始する。

2 開催 5 年前

- (1) 全国高文連定時総会で、開催地が内定される。
- (2) 開催内定を受け、実行委員会を立ち上げる前に準備すべき事項について調整する。
内容：会期、開催部門（協賛部門含む）、会場市町村及び会場施設、総合開会式、パレードの準備計画、その他準備に係る事項
※ 会場選定を進める際には、会場地周辺の宿泊施設状況や交通の利便性等に留意する。先催県の配宿等サポート室事業の調査や視察を行う。
- (3) 全国高文連定時総会の他、全国高総文祭に関する以下の会議に担当者を派遣し、概要及び諸問題について理解を深めるとともに必要資料、情報等の収集を行う。
ア 実行委員会（5～6月：先催3県が実施 2月：当該年度開催県が実施）
イ 引継会（11月：当該年度開催県が実施）
- (4) 翌年度以降の「全国高総文祭」視察等、予算化の必要な部分については都道府県高文連と協議・調整を行う。
- (5) 開催期間や開催基準規程の変更等を提案する場合は、全国高文連と協議する。

3 開催 4 年前

- (1) 「全国高総文祭開催準備委員会（仮称）」を設置し、会期、開催部門（協賛部門含む）、会場地市町村及び主会場についての案を定める。
- (2) 全国高総文祭の視察を開始する。開催都道府県教育委員会（都道府県高文連）で視察員を派遣する。
- (3) 文化庁の国際交流事業について文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室と連携し、内容理解を図っておくとともに、招へい国および招へい校の選定方針及びスケジュールを作成する。
- (4) 大会に関する以下の公募・選定を行う。開催4年前から3年前にかけて実施し、実行委員会設立前に終了することが望ましい。
ア 大会テーマ イ シンボルマーク ウ イメージカラー エ 大会ポスタ

一原画 オ 大会マスコットキャラクター原画 カ 大会イメージソング（歌詞・曲） キ その他、実施において必要と判断する公募制作作品

※ シンボルマークの作成にあたっては、「高等学校文化連盟マーク」使用規程に従い、全国高文連事務局に使用申請をする。

（５）「全国高総文祭開催準備室（仮称）」設置に係る人員配置要請を当該教育委員会人事担当課に行う。

4 開催３年前

- （１）「全国高総文祭開催準備室（仮称）」を設置する。
- （２）開催準備委員会を開催し、開催要綱、運営組織等について検討する。
- （３）翌年度発足予定の全国高総文祭実行委員会のための予算要求を行う。
- （４）開催市町村及び開催市町村教育委員会に共催等の依頼をする。
- （５）開催会場地を内定し、当該市町村と会場借用料・設備借用料・広報費（横断幕・懸垂幕・広告塔・パンフレット・土産品等）・環境美化費等の「経費負担に関する申し合わせ事項」を取り決める。
- （６）交通規制及び警備（パレードの道路使用）の協力を警察に依頼する。
- （７）宿泊等について、サポート室の立ち上げ及び運用等について方針を立てる。必要に応じて公共交通機関、医療機関、旅館組合、旅行代理店等関係機関に協力を要請する。
- （８）実行委員会発足のため、人事配置要請及び執務室等の確保要請を担当課に行う。

5 開催２年前（開催前々年）

- 4 月 ・ 都道府県教育委員会内に「全国高総文祭推進室（仮称）」を設置し、実行委員会事務局とする。
- 5 月 ・ 全国高文連定時総会において開催地が決定される。
- 6 月 ・ 開催地決定の通知書が文化庁及び全国高文連から送付される。
- ・ 「全国高総文祭実行委員会」を設置する。
- 第１回実行委員会を開催する。（文化庁、全国高文連、後催都道府県に案内）
- ※「実行委員会」の会長は、慣例により都道府県教育委員会教育長である。
- ※「開催要綱」等について審議・決定する。
- ・ 「企画運営委員会」等、実行委員会の下部組織を設置し、準備体制を整える。
- ・ 大会ポスター、チラシ、広報関係制作物を完成させ１次配布を行うのが望ましい。
- 9 月 ・ 大会公式ホームページを年度末までに開設する。
- ・ 国際交流に係る前年度（開催１年前）交流国・交流校の選定を行い、年度末までに内定する。
- ・ 前年度（開催１年前）の総合開会式で行われる「２県交流」の出演校を選定する。

- ・ 宿泊サポート室の協力企業を募り、業者を決定する。決定した業者と配宿計画・輸送計画・弁当メニューの作成手順等を協議する。

6 開催1年前（開催前年）

- 4月
 - ・ 全国高文連定時総会の議案となる「全国高総文祭開催要綱」を4月上旬までに全国高文連へ提出する。
 - ・ 部門別参加要項の作成を開始する。
 - ・ 展示3部門の作品の保管・搬出入・展示等の業務（委託）について検討する。
- 5月
 - ・ 全国高文連定時総会において、「全国高総文祭開催要綱」の承認を得る。
 - ・ 大会企業協賛等について実行委員会の規則を制定し、企業協賛募集等の活動を開始する。
- 6月
 - ・ 第2回実行委員会を開催する。（文化庁、全国高文連、後催都道府県に案内）
 - ・ 国際交流（開催年度招へい）事業の計画推進、交流国・交流校の選定作業を年内に確定させる。
- 7月
 - ・ 国際交流（前年度招へい）事業を実施する。
 - ・ 都道府県高文連と連携し、全国高総文祭総合開会式に2県交流の生徒を派遣する。
- 8月
 - ・ 大会ポスター・大会イメージソングCDの制作・配布
 - ・ 公共交通機関に対して、必要に応じて増発や増結等の要請を行う。（空港、JR、私鉄、バス、タクシー協会等）
 - ・ 部門別参加要項の協議
 - 8月の全国高総文祭期間中に開催される高文連各全国専門部会で協議・確認する。
 - ただし、部門開催基準規程に関わる変更については早期（2年前）の協議及び理事会承認が必要なので注意すること。
- 9月
 - ・ 全国高文連を通して高文連各全国専門部と協議した上で、部門別参加要項を実行委員会が作成する。協議は9月中に終えるものとする。
- 10月
 - ・ プレ大会を開催する。（開催都道府県独自事業）
 - ※ 開催及び時期は、開催都道府県の事情による。
 - ・ 「部門別参加要項」及び「参加校推薦要項」を全国高文連、都道府県高文連、高文連全国専門部に送付する。また、大会ホームページにより公表する。
- 1月
 - ・ 「参加校推薦書」を受領する。
 - ・ 中高一貫校において、止むを得ず中学生の参加推薦がある場合には全国高文連と協議する。
- 2月
 - ・ 「参加校決定通知」を全国高文連、都道府県高文連、高文連全国専門部に送付し、併せて大会参加者向けの「個人情報の取扱いについて」も作成し、送付する。

- ・ 「宿泊サポート室」を設置する。
「宿泊・弁当・計画輸送バスの申込案内」を宿泊サポート室と協議の上、整える。
※施設選定、配宿計画、料金設定、弁当価格設定、輸送バス運行計画等
- 3月
 - ・ 「部門別参加要領」を作成し、大会ホームページにおいて公表する。
 - ・ 大会ポスター・リーフレット等を送付する。
 - ・ 「宿泊・弁当・計画輸送バスの申込案内」を、大会ホームページにおいて公表し、参加校の利用を促す。

7 開催年度

- 4月
 - ・ 各部門大会の講師・審査員等を委嘱する。
 - ・ 大会運営要領、総合プログラム、部門プログラムの作成準備をする。
 - ・ 公共交通機関に対して、利用予想の具体的資料を提供し、増発・増結等の最終の申し入れを行う。
 - ・ 予定宿泊施設に対して、宿泊等サポート室と連携して説明会を行い、衛生面や危機管理対策についての協力及び「おもてなし」に関する協力を申し入れる。
 - ・ 弁当調整業者に対する衛生対策講習会を宿泊等サポート室と連携して行う。
- 5月
 - ・ 「参加申込書」を受領する。（5月上旬締切分）
 - ・ 「部門別実施要領」を作成し、大会ホームページにおいて公表する。
 - ・ 全国高文連定時総会に出席し、実行委員会から案内等を行う。
※「個人情報の取扱いについて」「危機管理対策について」を提示（配付）する。
 - ・ 第3回実行委員会を開催する。（文化庁、全国高文連、後催都道府県に案内）
- 6月
 - ・ 文部科学大臣賞・文化庁長官賞の下附申請を文化庁あてに行う。
 - ・ 「参加申込書」を受領する。（競技部門。6月上旬締切分）
- 7月
 - ・ 大会を開催する。 ・ 国際交流事業を実施する。
- 9月
 - ・ 文部科学大臣賞・文化庁長官賞の結果報告を文化庁あて行う。
 - ・ 国際交流事業の実施報告書を作成し、文化庁に報告する。
 - ・ 大会記録集の作成を開始する。
- 10月
 - ・ 全国高総文祭引継会案内を発送する。
※招請は、開催都道府県から内定都道府県までとする。
- 11月
 - ・ 全国高総文化祭事務引継会を開催する。
- 1月
 - ・ 大会記録集及び記録映像集を完成させ、関係送付先に発送する。
- 2月
 - ・ 第4回実行委員会を開催する。（文化庁、全国高文連、後催都道府県に案内）
※実行委員会解散の決議を行う。

[Ⅳ]「お成り」に関する準備概要

1 開催6年前～開催2年前

先催県の事務引継ぎ会に参加して情報及び関係文書を収集するなど、計画立案の準備を進める。

2 開催1年前（前年度）

- 4月 ・ 秘書課と打ち合わせをする。（業務分担、御日程）
- 6月 ・ 御日程案を作成する。
箱日程、総合開会式、パレード、御覧予定部門、御覧関係施設
- 8月 ・ 全国高総文祭のお成り視察を行う。
- 10月 ・ 宮内庁訪問（文化庁 全国高文連 開催県、次年度開催県）
全国高総文祭のお礼（大会実施報告書）、次年度開催説明、御日程（案）説明
- 11月 ・ 宮内庁へお執り成し書を提出する。（宮内庁宮務課長あて）
（文化庁、全国高文連会長と開催県実行委員会会長の連名）
- 3月 ・ お成り御日程（案）の了解（宮内庁から開催県へ）
・ お成りの内定

3 開催年度

- 4月 ・ 宮家へお成り御日程（案）を提出する。
- 5月 ・ お成り御日程決定（宮家から開催県へ連絡）
・ お成り御日程冊子を作成する。
- 7月 ・ 宮内庁へお執り成し書を提出する。（宮内庁宮務主管あて）
（文化庁、全国高文連、開催県それぞれ）
・ お成り詳細日程（タイムスケジュール）及び全国高総文祭に係る資料を提出する。
・ 御進講、宮家訪問
（文化庁文化部長、全国高文連会長、開催県実行委員会会長）
・ お成り記者発表
- 8月 ・ 全国高総文祭お成り（開会式、パレード、部門大会）

※本準備概要は、先催都道府県の例に倣って作成したものであり、実施事項及び時期等は開催都道府県の事情による。

令和 7 年 4 月 1 日
公益社団法人全国高等学校文化連盟

1 謝金額

下記の表を基準とし、開催部門毎に開催地都道府県と協議の上、金額を決定する。

区 分		開催都道府県外	開催都道府県内
ア	文芸家・美術家・写真家・音楽家・舞台芸術家・その他の専門的・技術的職業に従事する者及びそれに準じる者	1 日 1 0 万円	原則として、開催都道府県の基準による
イ	区分ア以外の者	1 日 5 万円	

※ 区分アの職業は、労働省編職業区分による。

ただし、国家公務員、地方公務員、教育公務員は所属都道府県等の「倫理条例」・「倫理規則」等による。

また、やむを得ない事情がある場合には、上記の基準にかかわらず、開催地実行委員会と開催部門で協議の上、金額を決定する。

2 原則として旅費は別途支払う。

3 本申し合わせ事項は、平成 1 9 年度に開催される第 3 1 回島根大会より適用する。

付記 改訂本申し合わせ事項は、平成 19 年 5 月 9 日に開催された平成 19 年度第 1 回社団法人全国高等学校文化連盟通常理事会の議を経て、平成 19 年 5 月 22 日に開催された平成 19 年度第 1 回社団法人全国高等学校文化連盟通常総会で決定したものである。